

財務省第13入札等監視委員会 第2回定例会議の議事概要について

《問い合わせ先》

熊本国税局総務部会計課

代表:096-354-6171

(内線 2081)

平成21年度財務省第13入札等監視委員会第2回定例会議が、平成21年12月1日(火)に熊本合同庁舎管理棟共用第1会議室において開催されましたので、その議事概要について公表いたします。

また、各部局が定例会議へ報告した審議対象期間に係る契約一覧表等について公表いたします。

財務省第13入札等監視委員会
平成21年度 第2回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成21年12月1日(火) 熊本合同庁舎管理棟共用第1会議室	
委員	委員	上拂 耕生 (熊本県立大学 総合管理学部 准教授)
	委員	諏佐 マリ (熊本大学 法学部 准教授)
	委員	成瀬 公博 (成瀬法律事務所 弁護士)
審議対象期間	平成21年7月1日(水) ~ 平成21年9月30日(水)	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 東町南住宅10~13号棟ほか1住宅外部建具改修 : その他工事(改21) 契約相手方 : 坂口建設 株式会社 契約金額 : 51,712,500円(税込) 契約締結日 : 平成21年8月20日 担当部局 : 九州財務局
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名 : 熊本県内合同宿舎給水設備清掃点検作業 契約相手方 : 株式会社 協働社 契約金額(総額) : 1,155,000円(税込) 契約締結日 : 平成21年7月28日 担当部局 : 九州財務局
随意契約(公共工事)	1件	契約件名 : 知覧税務署内部改修・付属棟増築工事 契約相手方 : 株式会社 前屋敷組 契約金額 : 55,125,000円(税込) 契約締結日 : 平成21年7月3日 担当部局 : 熊本国税局
競争入札(物品役務等) 応札(応募)業者数 1 者 関 連	1件	契約件名 : 埠頭監視カメラシステム一式 契約相手方 : NECネクサソリューションズ 株式会社 契約金額(総額) : 351,750,000円(税込) 契約締結日 : 平成21年9月14日 担当部局 : 沖縄地区税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等	以下のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>■ 事案 1] 東町南住宅 10～13号棟ほか1住宅外部建具改修 その他工事 (改21)</p> <p>契約相手方 坂口建設 株式会社 契約金額 :51,712,500円 (税込) 契約締結日 :平成21年8月20日 担当部局 九州財務局</p> <p>低入札価格調査は、どのような手段・方法で行い、通常どれ位の期間を要するのか。</p> <p>財務内容が悪ければ、そもそも入札に参加できないのに、結果として更に調査をするのか。また、調査において、資材単価のことはうたわれているが、労務単価についてはどうなのか、さらに、これまでの法律違反等についてはどのように調査するのか。</p> <p>調書に、労働者が不足することはないとあるが、ここでいう労働者とは、技術者及び実際の作業を行う労働者双方のことを言っているのか。</p> <p>熊本市内の住宅と、やや遠距離にある住宅とを同時に工事発注された理由は、効率性を考えてのことか。</p> <p>低入札については、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律でも問題としているように考えるが、これと会計法令に基づく低入札価格調査の関連について伺いたい。</p>	<p>調査事項は、企業の財務内容が妥当か、現時点でのキャッシュフローの状況、工事単価の3本の柱があるものと理解。これらを確認するための資料は相手方から徴求し、当局において精査・確認している。調査期間は相手方からの資料提出の状況によるが、提出され次第、迅速に行なうこととしている。</p> <p>財務内容については、現時点での状況ということで確認することとしている。労務単価については詳細な調査は行ってないが、類似の手持ち工事があれば、相応に融通が利くものと理解。 法律違反等については、相手方の申告及び新聞等情報による。そもそも、そういった業者であれば、入札時点で排除している。</p> <p>双方のことである。基本的には、当該業者は現場管理を行える技術者を有しているものであり、実際に作業を行なうのは、そのような作業を専門に行うことのできる協力会社の労働者である。</p> <p>ご意見のとおり。</p> <p>低価格での入札が行われた場合に、発注者側の望む工事が完成するかという面では、両者とも同一であると考えている。 これに加え、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律は、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除がうたわれているものと理解している。</p>
<p>■ 事案 2] 熊本県内合同宿舎給水設備清掃点検作業</p> <p>契約相手方 株式会社 協働社 契約金額 (総額):1,155,000円 (税込) 契約締結日 :平成21年7月28日 担当部局 九州財務局</p> <p>「くじ」というのは、どのようにして行うのか。</p> <p>本件については、くじを引くものがなかったので、予算決算及び会計令第83条第2項を適用して、入札事務に関係のない職員にくじを引かせたということであるが、「入札事務に関係のない職員」とはどのような者か。</p> <p>予算決算及び会計令第83条第2項は「できる」規定であるから、くじを引きこない者は、契約の意思がないものとして取り扱うことはできないのか。</p> <p>政府の事業仕分け等によれば、電子申請の利用は低いようだが、電子入札はどうかと思う。紙入札との割合について、分かる範囲で説明願いたい。</p> <p>水質検査は、受注業者が行うのか、それとも別の機関が行うのか。別の機関が行う場合、当該検査も含めての発注となるのか。</p>	<p>紙入札の場合、特に決まった方法はないが、当局では、じゃんけんで予備抽選を引く順番を決め、予備抽選で引いた番号順に本抽選を引く方式を採用している。落札者は、本抽選で引いた封筒の中に「当たり」と記した札が入っていた者である。 なお、電子入札の場合は、あみだくじによることとなっている。</p> <p>入札を行う場合、入札執行官及びその補助者に加え、立会者を置くこととしている。この立会者が直接入札事務に関係のない職員である。本件の場合、統括国有財産管理官が入札執行官で、会計課が立会者となっている。</p> <p>入札において電子入札を推進して認めている状況から、立会いが必須条件にはできないものと理解している。</p> <p>本年入札を行った給水設備関係では、おおむね2/3が電子入札である。建築工事等については、ほぼ100%電子入札である。</p> <p>受注者は、給水設備清掃終了後水を採取し、別の検査機関に持ち込んで水質検査を受け、その検査結果を提出することとしている。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案3】 知覧税務署内部改修 付属棟増築工事</p> <p>契約相手方 株式会社 前屋敷組 契約金額 :55,125,000円(税込) 契約締結日 平成21年7月3日 担当部局 熊本国税局</p> <p>辞退した業者に対して何らかのペナルティーを科すのか。</p> <p>今後同様に辞退等があった場合、賠償金を徴するかどうかはケース・バイ・ケースで判断するのか。 また、賠償金を受け取った場合、熊本国税局に入るのかそれとも国庫に入るのか。</p> <p>入札を辞退した場合、一定期間の入札停止となる場合もあるのか。</p> <p>今回の案件は何度も入札を実施しているようだが、実務としては何回までを予定しているのか。</p> <p>一般競争入札公告と入札説明書の「競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項」の中に「消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。」とあるが、なぜ消費税に限っているのか。</p>	<p>公告上は、落札者が契約を結ばない場合は賠償金を徴するという規定があるが、今回については、国において実損的な損害がないため徴していない。 なお、業者に対しては今後しばらくの間、入札への参加を自粛するよう申し入れている。</p> <p>賠償金については、国に損害を与え、実損が生じた場合に請求するのが基本的な考え方である。 今回は実損があっても電話代等微々たるものなので、損害賠償の請求はしていないということである。 なお、賠償金を取った場合は国庫に入ることとなる。</p> <p>談合、契約者の工事履行を妨害したもの、若しくは落札者の契約締結を妨害したものの等、悪意を持って国の工事を遅らせた場合及び履行を妨げた場合等は、予算決算及び会計令第71条で、一般競争入札に参加させないことができることとなっているが、今回の案件については、予算決算及び会計令第71条に該当しないと判断した。</p> <p>1回で落ちない場合は、入札執行官が総合判断をして回数を決めるが、通常は3～4程度である。</p> <p>滞納がないことの証明というのが、所得税、法人税、消費税について出る。それに併せて、法人の場合は法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書、個人の場合は、所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書を提出してもらっている。</p>
<p>【事案4】 埠頭監視カメラシステム一式</p> <p>契約相手方 :NECネクサソリューションズ 株式会社 契約金額(総額):351,750,000円(税込) 契約締結日 平成21年9月14日 担当部局 沖縄地区税関</p> <p>本抽出案件は、契約金額が高額であるが如何か。</p> <p>本抽出事案は一者応札となっているが如何か。</p> <p>前回(平成20年度第1回)も埠頭監視カメラシステムについて説明をいただいたところであり、それについてはリース契約であったが今回は如何か。</p>	<p>本件事案に係る埠頭監視カメラシステムは、平成11年度に導入した機器の経年劣化等を受けた更新(うち1台は増設)となっており、同機器に比し、今回調達する機器はカメラそのものの性能が大幅に高性能化しているとともに、画像処理・データ保存その他制御システムの操作性もより向上するなど、高度な技術 機器等の仕様となっており、結果として高額なものになっている。</p> <p>本件落札業者をはじめとする5者に対し、予定価格作成資料のための参考見積り作成を依頼するなどしていたが、システム設計が対応できない、仕様を満たす機器の期限内納入が確約できない、見積書作成ができないなど諸般の事情から、落札業者1者のみが参考見積りを提出するとともに、結果として同者のみが入札に参加したものである。</p> <p>本件は、当初、21年度予算でリースによる調達を考えていたが、予算措置の都合により、買取りによる調達となった。</p>